

情報公開条例 新 15 条の準用読み替え対照表

第 2 章 公文書の公開	第 3 章 特定歴史的公文書の公開	備考
(公開請求の方法)	(公開請求の方法)	
<p>第 6 条 前条の規定による<u>公文書</u>の公開の請求（以下この章において「公開請求」という。）をしようとするものは、次に掲げる事項を記載した請求書を<u>実施機関</u>（議会においては、葛飾区議会議長とする。次項、次条、第 7 条の 2 第 2 項、第 7 条の 3、第 7 条の 4、第 8 条第 1 項、第 9 条（第 3 号及び第 4 号を除く。）、第 10 条から第 10 条の 3 まで及び第 13 条（第 2 項を除く。）において同じ。）に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名</p> <p>(2) <u>公文書を特定するために必要な事項</u></p> <p>(3) 前 2 号に掲げるもののほか、<u>実施機関</u>が定める事項</p> <p>2 <u>実施機関</u>は、前項の請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの（以下この章において「請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、</p>	<p>第 6 条 前条の規定による<u>特定歴史的公文書</u>の公開の請求（以下この章において「公開請求」という。）をしようとするものは、次に掲げる事項を記載した請求書を<u>区長</u>に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名</p> <p>(2) <u>公文書等管理条例第 12 条第 4 項の目録に記載されている事項</u></p> <p>(3) 前 2 号に掲げるもののほか、<u>区長</u>が定める事項</p> <p>2 <u>区長</u>は、前項の請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの（以下この章において「請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、<u>区</u></p>	<p>形式上不備があった場合もあるかもしれないので、準用対象にした。</p>

実施機関は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(公開請求に対する決定等)

第7条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定（以下この章において「公開決定」という。）をし、請求者に対し、その旨を速やかに書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき（第10条の3の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る情報を保有していないときを含む。）は、公開しない旨の決定をし、請求者に対し、その旨を速やかに書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、前2項の規定により公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開しない旨の決定をする場合において、当該決定に係る公文書が、期間の経過により公開しないことができる公文書に該当しなくなることが明らかであるときは、その時期を請求者に通知するものとする。

(公開決定等の期限)

第7条の2 前条第1項又は第2項の決定（以下この章において「公開決定等」という。）は、公開請求があっ

長は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(公開請求に対する決定等)

第7条 区長は、公開請求に係る特定歴史的公文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定（以下この章において「公開決定」という。）をし、請求者に対し、その旨を速やかに書面により通知しなければならない。

2 区長は、公開請求に係る特定歴史的公文書の全部を公開しないときは、公開しない旨の決定をし、請求者に対し、その旨を速やかに書面により通知しなければならない。

3 区長は、前2項の規定により公開請求に係る特定歴史的公文書の全部又は一部を公開しない旨の決定をする場合において、当該決定に係る特定歴史的公文書が、期間の経過により公開しないことができる特定歴史的公文書に該当しなくなることが明らかであるときは、その時期を請求者に通知するものとする。

(公開決定等の期限)

第7条の2 前条第1項又は第2項の決定（以下この章において「公開決定等」という。）は、公開請求があっ

た日から14日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に公開決定等を行うことができないときは、公開請求があつた日から60日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、延長する期間及び延長する理由を書面により請求者に通知しなければならない。

(公開決定等の期限の特例)

第7条の3 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があつた日から60日以内にその全てについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合は、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

た日から14日以内にしなければならない。ただし、第15条の規定により読み替えて準用する第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 区長は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に公開決定等を行うことができないときは、公開請求があつた日から60日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、区長は、延長する期間及び延長する理由を書面により請求者に通知しなければならない。

(公開決定等の期限の特例)

第7条の3 公開請求に係る特定歴史的公文書が著しく大量であるため、公開請求があつた日から60日以内にその全てについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合は、前条の規定にかかわらず、区長は、公開請求に係る特定歴史的公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの特定歴史的公文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、区長は、同条第1項に規定する期間内に請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの公文書について公開決定等をする期限

(第三者に対する意見提出の機会の付与等)

第7条の4 公開請求に係る公文書に区及び請求者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が別に定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が別に定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報を公開しようとする場合であって、当該情報が第9条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報を第10条の2の規定により公開しようとするとき。

(2) 残りの特定歴史的公文書について公開決定等をする期限

(第三者に対する意見提出の機会の付与等)

第7条の4 公開請求に係る特定歴史的公文書に区及び請求者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、区長は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る特定歴史的公文書の表示その他区長が別に定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る特定歴史的公文書の表示その他区長が別に定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報を公開しようとする場合であって、当該情報が第9条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報を第15条の規定により読み替えて準用する第10条の2の規定により公開しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公文書の公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書（第13条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公文書の公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

（公文書の公開の方法）

第8条 公文書の公開は、実施機関が第7条第1項に規定する通知書により指定する日時及び場所において、公文書を閲覧若しくは視聴に供し、又はその写し（フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）（区長が指定するものを除く。）の写しを除く。）を交付する方法により行う。

2 公文書の公開は、公開請求に係る公文書を直接公開することにより当該公文書を汚損し、又は破損するお

3 区長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該特定歴史的公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と特定歴史的公文書の公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、区長は、公開決定後直ちに、当該意見書（第15条の規定により読み替えて準用する第13条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに特定歴史的公文書の公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

（特定歴史的公文書の公開の方法）

第8条 特定歴史的公文書の公開は、区長が第7条第1項に規定する通知書により指定する日時及び場所において、特定歴史的公文書を閲覧若しくは視聴に供し、又はその写し（フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）（区長が指定するものを除く。）の写しを除く。）を交付する方法により行う。

2 特定歴史的公文書の公開は、公開請求に係る特定歴史的公文書を直接公開することにより当該特定歴史

それがあると認められるときその他相当の理由があるときは、当該公文書の写しにより行うことができる。

第9条（略）

（一部公開）

第10条 前条の場合において、実施機関は、非公開情報とそれ以外の情報とを、当該請求の趣旨を損なわない程度に、かつ、容易に分離できるときは、非公開情報に係る部分を除いて公開しなければならない。

2 公開請求に係る公文書に前条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（公益上の理由による裁量的公開）

的公文書を汚損し、又は破損するおそれがあるとき認められるときその他相当の理由があるときは、当該特定歴史的公文書の写しにより行うことができる。

（一部公開）

第10条 第15条の2第1項第1号に掲げる場合において、区長は、公文書等管理条例第8条第3項各号に掲げる情報又は同条第4項各号に掲げる情報とそれ以外の情報とを、当該請求の趣旨を損なわない程度に、かつ、容易に分離できるときは、公文書等管理条例第8条第3項各号に掲げる情報又は同条第4項各号に掲げる情報に係る部分を除いて公開しなければならない。

2 公開請求に係る特定歴史的公文書に公文書等管理条例第8条第3項第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（公益上の理由による裁量的公開）

この条は準用しない。

第10条の2 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報（第9条第1号に該当する情報を除く。）が含まれている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、請求者に対し当該公文書を公開することができる。

第10条の3（略）

（費用負担）

第11条 この条例の規定による公文書の閲覧又は視聴に要する費用は、無料とする。

2 この条例の規定による公文書の写しの作成及び送付に要する費用は、請求者の負担とする。

3 前項に規定する費用の額は、区長が別に定める。
（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第12条 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年

第10条の2 区長は、公開請求に係る特定歴史的公文書に公文書等管理条例第8条第3項各号に掲げる情報又は同条第4項各号に掲げる情報（同条第3項第1号に該当する情報を除く。）が含まれている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、請求者に対し当該特定歴史的公文書を公開することができる。

（費用負担）

第11条 この条例の規定による特定歴史的公文書の閲覧又は視聴に要する費用は、無料とする。

2 この条例の規定による特定歴史的公文書の写しの作成及び送付に要する費用は、請求者の負担とする。

3 前項に規定する費用の額は、区長が別に定める。
（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第12条 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年

この条は準用しない。
請求の際の記載事項として、特定歴史的公文書の目録の事項を記載することになるから、明らかに適用ない。

法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(葛飾区行政不服審査会への諮問等)

第13条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、葛飾区行政不服審査会条例(令和5年葛飾区条例第1号)第1条に規定する葛飾区行政不服審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合(当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。)

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えて行わなければならない。

3 第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条

法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(葛飾区行政不服審査会への諮問等)

第13条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、区長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、葛飾区行政不服審査会条例(令和5年葛飾区条例第1号)第1条に規定する葛飾区行政不服審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る特定歴史的公文書の全部を公開することとする場合(当該特定歴史的公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。)

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えて行わなければならない。

3 区長は、第1項の規定により諮問をしたときは、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条

第2号において同じ。)

(2) 請求者（請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る公文書の公開について反対意見を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

4 第1項の規定による諮問に対する答申があったときは、同項に規定する裁決をすべき実施機関は、当該答申の内容を尊重して、遅滞なく裁決を行わなければならない。

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第14条 第7条の4第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について、準用する。

(1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

第2号において同じ。)

(2) 請求者（請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る特定歴史的公文書の公開について反対意見を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

4 第1項の規定による諮問に対する答申があったときは、区長は、当該答申の内容を尊重して、遅滞なく裁決を行わなければならない。

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第14条 第15条の規定により読み替えて準用する第7条の4第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について、準用する。

(1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る特定歴史的公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る特定歴史的公文書を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該特定歴史的公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

第14条の2及び第14条の3（略）

この規定は準用しない。